

令和8年度

京丹後市立学校施設照明LED化推進事業募集要領

令和8年4月

京丹後市教育委員会事務局

## 1 事業の趣旨・目的

京丹後市立学校施設照明LED化推進事業（以下「本事業」という。）は、持続可能な社会を目指すSDGsを推進する取組みとして、消費電力量の抑制等を図るため、小中学校の教室等で使用している照明設備をLED照明に改修する。

LED照明化の推進にあたっては、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用したり一ス方式により実施するものとし、企画・工事及び維持管理に関する提案を受け、本市にとって最も効果をもたらすと考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式により募集を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「最優秀提案者」という。）を優先交渉権者として本市と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、事業に係る契約を締結し本事業を実施していくものとする。

## 2 業務概要

### (1) 事業名

京丹後市立学校施設照明LED化推進事業

### (2) 契約方式及び契約期間

#### ア 契約方式

賃貸借契約

#### イ LED照明設備への改修期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

#### ウ LED照明賃貸借契約期間（期間中の維持管理及び修繕等を含む。）

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（10年間）

#### エ 支払方法

賃貸借料の支払いは、賃貸借期間開始日より月払いとし、本市は事業者から適法な請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

### (3) 履行場所

京丹後市内小中学校 計20校

### (4) 保険加入

事業者は、本事業において調達したLED照明器具等設備など（以下「本設備」という。）について、自己の負担で保険に加入することとする。

また、事業者は、保険加入していることを証明する書類を速やかに本市へ提出すること。

(5) リース期間終了後の対応

本設備は、リース期間終了後、本市に無償譲渡するものとする。

(6) 業務内容

事業者は、リース方式によるLED照明化工事及び維持管理について、本市と合意した内容で契約を締結し、本事業の契約期間内において本設備を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により以下の業務を行うものとする。

ア 現地調査

イ 本設備の設置に係る計画、施工、施工管理

ウ 既設照明設備の撤去、リサイクル廃棄処分

エ 本設備の維持管理・保守（無償交換・修繕等）

オ 賃貸借契約終了後における本設備の本市への所有権帰属

なお、業務内容の詳細については別紙「京丹後市立学校施設照明LED化推進事業仕様書」による。

(7) 提案上限額

394,800,000円（消費税および地方消費税を含む。）

内、小学校14校委託上限額

257,100,000円（消費税および地方消費税を含む。）

中学校6校委託上限額

137,700,000円（消費税および地方消費税を含む。）

※ 令和9年度以降の予算については、市議会において債務負担行為を承認済みである。

※ 上記の上限額は契約金額の上限を示すものであり、本市とこの金額で契約を約束するものではない。

### 3 応募条件

#### (1) 応募者

ア 応募者は、本事業を行う能力を有する単独企業またはグループ（複数の企業の共同体）とする。

イ グループで応募する場合は、統括役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。

ウ グループで応募する場合は、参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に必要な諸手続を行うほか、優先交渉権者となった場合は、契約等に係る諸手続を行う。

オ 応募者は、次の役割の全てを担い、グループの場合は必ず各構成員が以下の役割のいずれかを分担する。

(ア) 統括役割：本市の対応窓口となり、契約等諸手続等を行い、業務遂行の責を負うものとする。

(イ) 施工管理役割：導入計画に基づき、施工に関する業務を実施する。

(ウ) 維持管理役割：契約期間内の維持管理業務を実施する。

(エ) 機器調達役割：LED照明機器および必要部材の調達に関する業務を担う

(オ) 調査役割：現地調査および詳細設計に関する業務を担う

#### (2) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。

なお、グループの場合、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

ア 応募者または応募者の構成員（以下「応募者等」という。）の施工管理役割及び維持管理役割は本市の令和8年度の入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「入札参加名簿」という。）の登録業者であり、施工管理役割については「電気」工事の登録があること。

イ 応募者は、令和8年4月1日において、京都府内に本社若しくは本店又は支社、支店若しくは営業所があること。

ウ 応募者等は、参加表明書及び資格確認に必要な書類により、募集要領の内容を充

分に遂行できると認められる者であること。

エ 施工管理役割は普通地方公共団体において、LED照明化事業の1件以上の履行実績があること。

オ 施工管理役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事に係る特定建設業許可を有し、また、同法第26条の規定による電気に係る監理技術者を配置できること。

カ 応募者等は各種対策により、対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であること。

キ 応募者等は、事業運営・維持管理を円滑に行うため迅速に対応ができること

### (3) 応募資格の制限

本プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加表明書の提出日を基準日として、次の要件を満たす者とします。

#### ア 一般競争入札の参加者要件関係

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

#### イ 会社更生等関係

次のいずれかに該当しない者であること。

1 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可を受けているものを除く。）

2 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者（再生計画の認可を受けているものを除く。）

#### ウ 暴力団等の排除関係

京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成23年告示第68号）に基づく排除措置を受けていない者及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しない者であること。

#### エ 指名停止関係

京丹後市工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年京丹後市告示第16号。）に基づく指名停止がなされていないこと。

#### オ 不法行為関係

同種の業務に対し、契約不履行行為等不法行為をしていないこと。

## カ 税の滞納関係

国税及び地方税の滞納がないこと。

### (4) 市内工事事業者の活用

施工・維持管理を行うに当たっては、できる限り入札参加名簿で「電気」に登録されている者のうち、京丹後市内に本社若しくは本店又は支社、支店若しくは営業所を有する者の活用を行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮するものとするが、上記以外の者を選定することも可とする。

### (5) 応募に関する留意事

#### ア 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者等の負担とする。

#### イ 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者等に帰属するが、提出書類は返却しない。なお、本市は応募者等に無断で本事業提案募集以外の目的で提出書類を使用することはない。

#### ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者等が負うものとする。

#### エ 本市からの提供書類の取扱い

本市が提供する資料は、本事業に係る目的以外で使用してはならない。

#### オ 応募者等の複数提案の禁止

応募者等は、1つの提案しか行うことができない。

#### カ 構成員の複数グループ兼務の禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることができない。

#### キ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

#### ク 提出書類の変更の禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

#### ケ 虚偽記載の禁止

参加表明書または提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書または提案書を無効とする。

#### コ 提出書類の情報公開

提出書類について京丹後市情報公開条例（平成14年京丹後市条例第24号）の規定に基づき公開を請求されたときは、同条例7条に規定する非公開情報を除き公開の対象となる。

### 4 担当部署および問い合わせ先

本事業提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：京丹後市教育委員会 教育総務課

所在地：〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野226番地

電話番号：0772-69-0610 FAX：0772-68-9061

メールアドレス：kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp

ホームページ

<https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/kyoikuiinkai/kyoikusomu/other/22739.html>

## 5 本事業全体スケジュール

(1) 本事業は次の日程(予定)で行う。

項目		日程
1	募集要領等の配布	令和8年4月17日
2	募集要領等に関する質問受付	令和8年4月17日～4月24日
3	質問の回答期限	令和8年4月28日
4	参加表明書および資格確認書類の受付	令和8年4月17日～4月30日
5	参加資格確認結果の通知	令和8年5月7日
6	提案書の受付 応募者多数の場合は書類審査を実施する場合があります。	令和8年5月7日～5月15日
7	提案審査実施(プレゼンテーション)	令和8年5月下旬
8	提案審査結果通知	令和8年5月下旬
9	契約締結	令和8年6月中旬～7月上旬
10	L E D照明化工事(導入業務)	契約締結の翌日～令和9年3月31日
11	賃貸借(リース)(維持管理業務)	令和9年4月1日～令和19年3月31日

## (2) 質問受付等

### ア 募集要領に対する質問受付

(ア) 本募集要領および資料に関する質問の受付は、次により行う。

質問は、質問書（様式第1号）を使用する。

なお、受付はメールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。

メールの送信の際は、件名を「京丹後市立学校施設照明LED化推進事業」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認するものとする。

メールアドレス：kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp

### (イ) 受付期間

令和8年4月17日（金）から4月24日（金） 午後5時まで（必着）

電話確認は、開庁日の午前8時30分から正午までおよび午後1時から午後5時15分まで

### イ 質問への回答期限

令和8年4月28日（火）

ホームページ(<https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/kyoikuiinkai/kyoikusomu/other/22739.html>)で公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は、本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

## (3) 参加表明書および資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書および資格確認に必要な書類を持参または郵送する。

ア 受付期間 令和8年4月17日（金）～4月30日（木）

持参の場合、受付時間は、開庁日の

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

郵送の場合、締切日の午後4時30分必着とする。

### イ 受付場所

京丹後市教育委員会教育総務課

所在地：〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野226番地

## ウ 提出書類及び作成要領

応募者は、次の提出書類にインデックスを付け A 4 縦長ファイルに綴じたものを提出するものとする。

(ア) 参加表明書(様式第 2 号)

グループで参加の場合は、代表企業名で作成すること。

(イ) グループ構成表(様式第 3 号)

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(統括役割、施工管理役割、維持管理役割、機器調達役割、調査役割)を明確にすること。

(ウ) 印鑑証明書(入札参加名簿登録者は不要)

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前 3 か月以内に発行されたもの。

(エ) 商業登記簿謄本(入札参加名簿登録者は不要)

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前 3 か月以内に発行されたものを綴じたもの。

(オ) 納税証明書(入札参加名簿登録者は不要)

最新決算年度の確定申告分の法人税、消費税、法人事業税、地方税の納税証明書(地方税については、滞納のないことの証明書)を各 1 通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(カ) 財務諸表(グループで応募の場合は、全構成員必要、入札参加名簿登録者は不要)

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分(損失処理)計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。

(キ) 会社概要(グループで応募の場合は、全構成員必要、入札参加名簿登録者は不要)

A 4 判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを 1 部綴じたもの。

なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

a 会社概要(企業名、代表者役職・氏名、設立年、資本金、従業員数、営業所一

覧、年間売上金額等)(様式第 4 号の 1)

b 各役割の責任者業務実績表(様式第 4 号の 2)

(ク) リース関連事業実績一覧表(様式第 5 号)

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

- ① 事業件名：契約書上の正確な名称を記載すること。
- ② 発注者：発注者名を記入すること。
- ③ 受注形態：単独またはグループの別を記入すること。
- ④ 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。
- ⑤ 契約年月日：契約締結日を記入すること。
- ⑥ 契約期間：契約始期および終期を記入すること。

(ケ) 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書(様式第 6 号)

(4) 参加資格確認

参加資格確認は、参加表明時に提出された書類をもって行う。確認結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) 提案書の提出

提案要請書の通知を受けた応募者は、本市が提供する配布資料を基に「7本事業提案提出書類・作成要領」に従い、本事業提案書を作成し、事務局へ持参または郵送する。

ア 受付期間

令和8年5月7日(木)～5月15日(金)

持参の場合、受付時間は、開庁日の

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

郵送の場合、締切日の午後4時30分必着とする。

イ 提出書類

「7本事業提案提出書類・作成要領」によるものとする。

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、本事業提案書受付の締切日の当日午後4時30分までに提案辞退届(様式第7号)を1部、事務局に持参または郵送(必着)で提出すること。

## 6 提案書における提示条件

提案者は、以下の条件に基づき、提案書を作成する。

- (1) 賃貸借契約を実施できること。
- (2) 応募者等の資金により京丹後市立小中学校照明のLED化を行い、毎月の賃貸借料が定額であること。
- (3) 仕様書で定める仕様に応じた製品を使用すること。
- (4) LED灯具以外に事業を実施する上で必要な設備(器具)についても対応すること。
- (5) 本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行う。維持管理にかかる経費は原則として事業者が負担すること。
- (6) 契約期間終了後の本設備の所有権の帰属について言及すること。
- (7) 光熱費の支払いは本市が直接電力会社に行うため言及しなくてよい。
- (8) その他、この要領に定めることその他、提案書の作成にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

## 7 本事業提案提出書類・作成要領

### (1) 事業提案時の提出書類

次の提出書類にインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを9部(正1部、副8部)提出すること。

ア 提案書提出届(様式第8号)

イ 提案総括書(様式第9号の1・2)

ウ 使用機器提案書(様式第10号)

エ 事業資金計画書(様式第1・2)

オ 維持管理提案書(様式第12号)

カ 緊急時対応提案書(様式第13号)

キ 施工・廃棄計画書(様式第14号)

ク 市内業者の活用(様式第15号)

ケ 契約終了後の対応(様式第16号)

コ 事業効果提案書(様式第17号)

サ 既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表(様式第18号)

シ その他提案書(様式第19号)

## (2) 作成要領

### ア 一般的事項

a 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全て横書きとする。

なお、原則としてフォントはMS明朝体 12 ポイントで統一すること。

b 提案書提出届により提出書類の構成を示した上で、各提出書類にインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。

なお、A4以外の様式については、A4サイズに折り込むこと。

c 各提出書類には、各ページの下中央に提出書類ごとの通し番号をふること。

d 提出書類は、タイトルページを除き、全体で40ページ以内にまとめること。

### イ 提案書提出届(様式第8号)

グループで参加の場合は、代表者名で作成し提出すること。

### ウ 提案総括書

a 提案概要(様式第9号の1)

提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。

b リース事業契約内容提案書(様式第9号の2)

削減予定額、賃貸借料等について記載すること。

### エ 使用機器提案書(様式第10号)

使用機器の詳細について、詳細検討に基づき使用する機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他、灯具仕様に基づいた内容説明、数値的根拠について記載すること。

### オ 事業資金計画書

a 導入業務費計画書(様式第11号の1)※任意の様式でも可とする。

導入業務に関する費用について記載すること。

b 維持管理業務費計画書(様式第11号の2) ※任意の様式でも可とする。

維持管理業務に関する費用について記載すること。

### カ 維持管理提案書(様式第12号)

本設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、既存LED照明

の保証、新設予定のLED照明についての提案、維持管理時の既存LED照明と新設予定LED照明の確認方法、加入する賠償保険等及びコスト削減等の視点で工夫している点があれば記載すること。

キ 緊急時対応提案書(様式第13号)

緊急時(故障時・災害時を含む)の対応方法、連絡・サポート体制及び考え方について記載すること。

ク 施工・廃棄計画書(様式第14号)

工事施工にあたり、安全管理・工程管理等において特に重要と判断する事項及び品質管理、工事完了期限、本設備の引き渡し、市内業者の活用方法に関する内容、既存設備撤去後の処理方法を記載すること。

ケ 市内業者の活用(様式第15号)

市内業者の活用内容(金額設定や施工計画における担保等について)について記載すること。

コ 事業効果提案書(様式第16号)

LED化に伴う電気料金や維持管理コストの削減効果、10年間における事業収支(本市の利益効果)について記載すること。削減効果の検証方法については、「(3)年間電気代削減金額等の設定」に示す。

削減予定額の算出については次の料金を基礎とする。

a 点灯時間：10時間

b 点灯日数：200日/年

c 電気料金単価(1kWhあたり)：16円70銭

サ 既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表(様式第17号)

様式の内容に基づき、提案する製品仕様・型番・メーカー・光束値・消費電力を記載すること。なお、様式第17号については、メールによりデータも提出すること。

シ その他提案書(様式第18号)

その他、本事業の実施にあたり、独自のノウハウや提案事項、補足があれば記載すること。

(3) 年間電気代削減金額等の設定

事項	算出方法
①消耗品	既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表(様式第17号)に記載された金額を固定値とする。
②既設電気代支出金額	既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表(様式第17号)に記載された金額を固定値とする。 ※基本使用料の削減は、計算対象としない。
③賃貸借料金	製品代のほか、工事費、金利、維持管理費、詳細調査費、検証費、諸経費及びその他のリースに係る全ての費用を含めること。
④LED改修後電気代支出金額	照明器具をLEDに置換え、②と同様の条件にて算出する。
⑤電気代削減予定金額	②から④を減じて算出する。
⑥経費削減効果 (メリット)	①と②の合計から③と④を減じて算出する。

## 8 評価方法等

### (1) 評価基準

別紙「評価基準表」のとおり

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書について、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

なお、応募者多数の場合は書類審査を実施する場合がある。書類審査結果はファックスまたはメールで通知する。

### (3) 評価方法

提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、京丹後市立学校施設照明LED化事業に係る公募型プロポーザル審査委員会で評価する。

### (4) 最優秀提案者の選定方法

ア (3)の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は候補者として選定しない。

エ 応募者が1者のみの場合もプレゼンテーション審査は実施する。

### (5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。

ウ 本募集要項に示した提案書等の作成および提出に関する条件に違反した場合。

エ 提示された価格が2(7)の委託上限額を超える場合。

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価に係る者に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

## 9 選定結果の通知・公表

最優秀提案者選定後、参加者全員に選定または非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京丹後市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

## 10 事業実施に関する事項

### (1) 誠実な業務遂行

ア 事業者は、募集要領、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議すること。

### (2) 賃貸借期間中の事業者と本市の関わり

事業者は、契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

### (3) 本市と事業者との責任分担

#### ア 基本的な考え

リース提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

#### イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として別表の「本事業の予想されるリスクと責任分担」(以下「分担表」という。)によるものとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で本提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

#### ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

##### a 本契約締結前の場合

i 提案書の内容と大きく乖離する等、優先交渉権者の責任により契約できない場合は、本市はそれまでに要した費用を請求できるものとする。

ii 本市の指示により事業が中止された場合は、それまでに要した費用を上限に、本市と協議の上、合意した金額を請求できるものとする。

b 本契約締結後の場合

- i 契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

(4) その他

ア 個々の機器の設置が完了した時点から使用の試行を開始する事とし、賃貸借期間開始までに障害が発生した場合は、事業者の責において修復することとする。

イ 本事業において導入する機器類は、契約期間終了後は本市の所有となることから、固定資産税は非課税とする。

11 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本市と最優秀提案者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に本事業に関する契約締結のための手続きを行う。

(2) 契約の時期

令和8年6月中旬から7月上旬

(3) 契約の概要

募集要領、仕様書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事および運転、維持管理に関する業務内容並びに支払方法等を定めるものとする。また、本市と事業者の役割と責任および遵守事項を明確化し相互の確認事項や方法および時期等について明記するものとする。

(別表)

## 本事業の予想されるリスクと責任分担

工程	リスクの種類	リスク内容	本市	事業者	
共通事項	募集要領の誤り	募集要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議		
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		○	
	事業の中止及び延期	本市の指示		○	
		周辺の住民の反対による事業の中止・延期		協議	
		許認可のうち、事業者が取得すべきものの取得遅延によるもの			○
		本市の不注意等による建築許可等の遅延によるもの		○	
事業者の事業放棄、破綻によるもの				○	
本市の事業放棄によるもの			○		
工事	第三者賠償	調査・工事における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期	協議		
	用地の確保	資材・廃材置き場の確保		○	
		P C B含有安定器の選別作業等の確保	○		
	設計変更	本市の指示条件・指示不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断によるもの		○	
	工事遅延 工事未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引渡し の遅延	○		
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡 しの遅延		○	
	性能	要求仕様不適合		○	
	一般的改善	引渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
引渡し前に起因し施設に生じた損害			○		
維持管理	計画変更	用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○		
		事業者が必要と考える計画変更		○	
	立入りの許可	必要な施設への立ち入り許可が下りない場合の 事業未遂行	○		
	維持管理費	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		○	
	設備の損傷	事業者の故意・過失または施設に起因する設備 の損傷		○	
事業者の故意・過失に起因する設備の損傷			○		

	施設損傷	事業者の故意・過失または施設に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外の原因による施設・設備の損傷		協議
	契約不適合責任	設備に関する隠れた契約不適合の担保責任		○
	不可抗力	火災・地震・戦争・暴動等による設備等の損傷	○	
		雷・破損・いたずら・盗難等による設備等の損傷		○
機器の不良	機器が所定の性能を達成しない場合		○	
保証 関連	性能	要求仕様不適合（施工不良含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○